

コインランドリー利用規約

第1条（目的）

本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、ルートインジャパン株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するコインランドリーサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関し適用される条件を定めるものです。

本サービスを利用される全てのお客様（以下、「利用者」といいます。）は、本規約に従っていただきます。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が運営する「ホテルルートイン長岡駅前」（以下、「本件ホテル」といいます。）に併設されたコインランドリーサービスの提供施設（以下、「ランドリー店舗」といいます。）に設置されたランドリー機器（以下、「ランドリー機器」といいます。）等の設備を利用して衣類等の繊維製品（以下、「衣類等」といいます。）の洗濯を利用者自身で行っていただくため、当社がランドリー機器を利用者に規定の時間有料でレンタルを行うものです。

2. 利用者による本サービスの利用は、利用者が衣類等の洗濯をご自身で行うものであって、当社にクリーニングを委託するものではありません。
3. ランドリー店舗の営業時間は、原則として24時間営業とさせていただきますが、営業上の都合により、営業時間を変更し、又は休業する場合があります。

第3条（利用規約等の遵守）

利用者は、本規約のほか、ランドリー店舗内に掲示された規定や注意事項並びに当社の本サービス担当従業員のその場での指示に従っていただくものとします。

第4条（ランドリー店舗内への立入り及び店舗内でのマナー）

ランドリー店舗内への立入りができるのは、本サービスを利用される方のみとさせていただきます。

2. ランドリー店舗内では、禁煙とさせていただくほか、他の利用者の迷惑となる行為は禁止します。
3. ペット（介助犬を除きます。）の同伴はご遠慮ください。
4. ランドリー店舗内での食事はご遠慮ください。
なお、飲料については、アルコールの含まれた飲料の飲用はご遠慮ください。
5. ランドリー店舗内での撮影はご遠慮ください。

第5条（監視カメラの設置）

ランドリー店舗内には、利用者の安全及び防犯目的のため常時監視カメラを作動し、店舗内を撮影しており、当社が必要であると認めた場合、警察その他の公的機関や法令上の開示を求めることができる権限を有する者からの開示請求に応じることがあります。

第6条（利用契約の成立）

利用者と当社の間における本サービスの利用契約は、利用者がランドリー店舗内において、ランドリー機器を作動させるため、ランドリー機器の料金投入口に利用料金の投入を開始した時点で成立するものとします。

第7条（利用に際しての注意事項）

本サービスの利用を希望される方は、最初にランドリー店舗内に備付けられたランドリー機器の操作説明並びに掲示された操作に関する注意事項をよくお読みいただいたうえで、これらの内容に従って利用を開始してください。

2. ランドリー機器は、利用者の責任において操作していただくものとします。

第8条（ドラム内の点検、確認）

当社は、本サービスの履行のため、ランドリー機器の提供を行うにあたり、ランドリー機器が機器として正常に作動することについての責任を負いますが、ランドリー機器が不特定多数の利用者により連続して使用される事情に鑑み、ランドリー機器のドラム（以下、「ドラム」といいます。）の内部が、常に衣類等に汚損、破損が生じるおそれのない状態であることを保証するものではありません。

2. 利用者は、衣類等をドラムに入れる前に、ドラム内をよく点検し、ドラム内が汚れていないか、衣類等に汚損、破損が生じるおそれのある物品等が残置されていないかを確認したうえで利用を開始してください。
3. 利用者がドラム内の点検、確認を怠った結果生じた衣類等の汚損、破損は、利用者の自己責任で対処していただくものとします。

第9条（衣類等の確認）

利用者は、衣類等をドラムに入れる前に、ポケット内や衣類等の間に、これを汚損、破損するおそれのある物品や、ランドリー機器を毀損し、故障の原因となる金属その他の異物が混入していないかどうか、また、衣類等に金属による加工等がなされていないかどうかを確認し、あれば洗濯から除外してください。

第10条（洗濯及び乾燥の実施）

衣類等の洗濯、又は洗濯した衣類等（以下、「洗濯物」といいます。）を乾燥する場合には、当該衣類等及び洗濯物が本サービスの利用に適しているかどうかを、衣類等に取付けられた表示タグに記載された洗濯表示・品質表示により確認してから行ってください。

洗濯することにより変形しやすい衣類等については洗濯ネットに入れるなど、利用者自身で変形、損傷を防止してください。

また、衣類等の種類によっては、洗濯することによって縮んだり、そもそも、洗濯や乾燥に適さないものもありますので、事前によく確認してください。

2. どのような種類の衣類等をどのように洗濯し、乾燥するかについては、利用者の方がご自身の責任で判断していただきます。

第11条（利用料金）

本サービスを利用されるに際しては、利用される方が希望するランドリーサービスの内容に従い、ランドリー店舗内又はランドリー機器に表示されたランドリー料金を先払いしていただきます。

2. 利用料金のお支払いは、ランドリー機器に設置された料金投入口に、100円硬貨を必要枚数投入する方法でお支払いいただきます。

第12条（洗剤について）

洗濯する際の洗剤は自動投入方式となっておりますので、利用者が持参された洗剤を使用することはできません。

また、柔軟剤、漂白剤その他の洗濯用の薬剤については、ランドリー店舗内で販売されているものがあれば購入して使用することは可能ですが、それ以外のものについては使用することはできません。

第13条（洗濯及び乾燥サービスが受けられない衣類等）

次の衣類等については、ランドリーサービスのご利用をお断りいたします。

- ① 伝染性の疾病に罹患された方が着用していた衣類等
- ② おむつ、ペット用品
- ③ 著しい汚れが付着した衣類等
- ④ エステ等の施術で使用した美容液、油分を含んだローション、ジェル、強い芳香剤等の付着したタオル、ガウンその他の繊維製品
- ⑤ 洗濯、乾燥によって変形するおそれのある衣類等
- ⑥ 乾燥により発火のおそれのある油分等の成分を含んだ衣類等
- ⑦ ドラムを傷つけるおそれのある付属品のついた衣類等
- ⑧ 破れやすい素材を使用した衣類等
- ⑨ 破損状態が拡大してしまうおそれのある衣類等
- ⑩ 衣類等以外の物品

第14条（ランドリー機器の操作）

ランドリー機器の操作については、必ず、ランドリー店舗内及びランドリー機器に表示された操作方法に従って操作するものとし、利用者の自己判断による操作はご遠慮ください。

第15条（料金及び利用可能時間等に関する表示について）

ランドリー店舗内に表示された料金、料金に対応する利用可能時間は、あくまでも、おおよその目安となる見込み時間です。

乾燥時間の延長の必要性については、利用される方がご自身の判断で決めていただきます。

第16条（ドラムの容量）

ドラムには、ランドリー機器に表示された規定量以上の衣類等を入れることはできません。

第17条（洗濯及び乾燥の終了）

洗濯又は乾燥が終了した場合には、次の利用者のために、できるだけ速やかに洗濯物を取り出してください。

当社は、残置された洗濯物について保管の義務を負うものではありません。

2. 運転終了後に洗濯物がランドリー機器内に残置されたままですと、次の利用者の方又は当社の担当者が洗濯物を取り出し、ランドリー店舗内の任意の場所に置かれる結果となる場合がありますが、当該洗濯物を残置した利用者は、その措置を採った関係者並びに当社に対し、何らの請求もすることができないものとします。

第18条（ランドリー機器の故障）

洗濯又は乾燥の途中で、ランドリー機器が途中で停止してしまった場合、又は両替機に故障その他の不具合が発生した場合には、直ちに本件ホテルのフロントにご連絡ください。

2. 前項の場合において、ランドリー機器の停止が利用者の操作方法ないし取扱方法に誤りがないと認められるときは、利用料金を返還するものとします。

第19条（損害賠償）

当社の責に帰すべき事由により、ランドリー機器の不具合、故障等が発生し、利用者の洗濯物に汚損、毀損等が発生し、利用者が損害を被った場合、当社は、その損害を賠償します。

但し、当社に故意又は重過失のある場合を除き、当社が負担する損害賠償の金額は、利用者が当該機器利用に際し支払った利用料金の2倍相当額を上限とします。

2. 利用者の責に帰すべき事由により、ランドリー機器又はランドリー店舗を汚損、毀損し、当社が損害を被った場合には、当社は、当該利用者に対し、当社が被った損害の賠償を請求させていただきます。

第20条（忘れ物の取り扱い）

利用者がランドリー店舗内に置き忘れた物品が本件ホテルのフロントに届けられた場合、又は本件ホテルのスタッフが発見した場合については、当該お忘れ物をランドリー店舗内に設置したお忘れ物コーナーに置いておきますので、置き忘れた利用者の方が適宜引き取っていただくものとします。

2. 前項の場合において、1週間以上引き取りがなかった物品については、廃棄その他任意の方法により処分させていただきます。

当該利用者の方は、その措置について、何らの請求もすることができないものとします。

3. 第17条に基づきランドリー店舗内に置かれたままとなった洗濯物についても、前項に定めるのと同様に取扱うものとします。

4. 現金その他の貴重品と認められる物品が本件ホテルのフロントに届けられた場合、又は本件ホテルのスタッフが発見した場合には、直ちに遺失物法の規定に従って、最寄りの交番、警察署に届けさせていただきます。

第21条（盗難、紛失）

ランドリー店舗内での盗難、紛失につきましては、利用者ご自身の判断で防止の措置を採っていただきます。

当社は、ランドリー店舗において、本サービスの利用をされる方のためにランドリー機器及び待機場所の提供を行っているものであって、利用者の方が店舗内に持ち込まれる衣類等を含む所持品をお預かりするものではありません。

第22条（領収証の発行）

本サービスの利用料金について領収証が必要な方は、本件ホテルのフロントにてお申出ください。

その際、利用料金額を申告していただきますが、利用料金額の確認のため、洗濯、乾燥にかかる洗濯物の量などを実際に確認させていただく場合があります。

以上